

# 総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和2年12月17日(木) 午前9時30分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・林副委員長・三輪委員・先野委員・吉津委員・橋本委員・中平委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・佐伯書記
8. 協議事項  
12月定例会本会議(12月11日)から付託された事件(議案13件)
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前10時42分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和2年12月17日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

**岩藤委員長** おはようございます。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 13 件について、審査を行います。それでは、はじめに、議案第 3 号「令和 2 年度 長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永市民福祉部長** 議案第 3 号介護保険事業特別会計の補正予算につきましては、予算説明資料 6 ページに記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**林委員** おはようございます。それでは議案第 3 号について、1 点ほど確認というかお尋ねをいたします。今回 6,678 万円を追加して、介護保険事業特別会計予算総額が 43 億 6,681 万 1,000 円となります。この主な内容として、前年度決算における第 1 号保険料の剰余分を介護給付費準備基金への積み立てということで予算措置をされています。それで、今回準備基金に約 5,500 万円ほど積み立てということなんですが、この令和 2 年度末の基金の準備見込残高というのをお尋ねします。

**佐方高齢福祉課長補佐** 令和 2 年 5 月 31 日現在でございますけども、介護給付費準備基金の残額につきましては、3 億 5,991 万 347 円でございます。今回の 5,500 万円を加えますと、4 億 1,491 万 347 円になります。それに利息が加わることになろうかと思えます。

**岩藤委員長** ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 4 号「令和 2 年度 長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永市民福祉部長** 議案第 4 号後期高齢者医療事業特別会計の補正予算につきましては、予算説明資料 6 ページに記載のとおりであり、特に補足説明はありません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**林委員** そしたら、議案第 4 号について 1 点ほどお尋ねいたします。今回 97 万 9,000 円を追加しています。後期高齢者医療事業の特別会計の予算総額 7 億 3,483 万 4,000 円ということになります。今回税制改正に伴うシステム改修経費とありますけれども、この税制改正の内容というのはどういう内容なんですか。

**松永総合窓口課長** 平成 30 年度の税制改正は、主として個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ 10 万円の振り替えが行われるということが主なことだと思っています。

**岩藤委員長** ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 36 —

— 再開 09 : 37 —

**岩藤委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「長門市部課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** おはようございます。それでは部課設置条例につきましては、特に補足すべきことはございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**先野委員** 部課設置条例に伴う組織改編についてなんですが、条例が出てます。重村議員から本会議のときに質疑がありましたが、これは令和 3 年 4 月 1 日付けで組織を改編することから所要の改正を行うものという概要ではございます。部課設置条例に伴う組織改編の中心部分、デジタル化の推進ということが掲げてありますが、このデジタル化の推進によるメリット、デメリットについてどのように考えておられるのかお伺いします。

**井関総務課長** おはようございます。それでは議員のご質問にお答えさせてい

いただきます。まずメリットといたしましては、庁内での業務のデジタル化を推進していくことによりまして、これまでの紙媒体をデジタル化することにより、印刷によるインク代や用紙代などのコストの削減や資料の配布時間等の短縮にもつながるものと考えております。また、データを共有することにより業務の効率化・向上も考えられるところがございます。さらには、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、窓口での対面申請及び手続きによる人と人との接触機会の低減をかけるための行政手続きのオンライン化を進めることによりまして、市民の利便性の向上にもつながるものと考えているところがございます。反面、デメリットといたしましては、サーバー等の機器障害によるデータの消失や、セキュリティー対策が不十分だと個人情報等の漏えいにもつながることが考えられます。先ほど、人と人との接触の低減と申しましたが、人との距離が離れることでコミュニケーションの場と言いますか、そういったことも少なくなることも考えられるところがございます。また、高齢者が多い長門市でございますので、皆さんがデジタル化に対応できよう簡単でスマートなシステム設計が求められることとなりますので、今後編成された組織の中でしっかりとそのような対応についても考えてまいりたいと考えているところがございます。

**先野委員** デジタル化することによってコスト削減のメリットがあるみたいな話やったと思います。コロナウイルスに対する関係の話もありましたけど、減るんじゃないかということで感染のリスクも下がるような話もされたと思います。そこで、このシステム導入によるパソコンやタブレット端末などの電子機器に係るランニングコストについて、これが発生するということになっていますが、そのことについてどのように考えるのかお尋ねします。

**井関総務課長** 今先野委員さんが言われますように、デジタル化を進める中で大きな問題となるのが機器の保守費用等のランニングコストがあげられるところがございます。初期費用は安く抑えられても、年間のランニングコストが嵩む場合も出ることがございます。本市におきましても非常に厳しい財政状況ではございますが、デジタル化が必要な事業はやはり進めていく必要がございます。その際、システムの導入にあたりましてはしっかりと検証し、その効果を見極め他市とのクラウド化も視野に検討していく必要があると考えております。いずれにしましても、メリット・デメリットがありますけれども、極力デメリットのほうを少なくしていけるよう、また市民の皆様方に様々な分野でメリットを感じていただけるようなデジタル化の推進を図る必要があります。今後もそのようなことを踏まえ、新たな組織でしっかりとデジタル化の推進を図ってまいりたいと考えているところがございます。

**中平委員** 監理管財課の新設や市民福祉部の分割により組織が肥大化されると

思います。昨今では組織のスリム化に取り組むということに逆行しているのではないかと私は思いますが、その理由をお尋ねいたします。

**井関総務課長** これから超高齢化社会への対応やデジタル化の推進など、新たな行政課題に対応し、住民ニーズや社会環境の変化に柔軟に対応するための組織は、その時々で局面的に一時的に肥大化することも止むを得ない場面もあるものと考えております。それが今回の新型コロナウイルスの感染防止対策といったところも含まれる訳でございますが、今後、人口減少が進行する中で職員数の削減、組織のスリム化は財政状況にも非常に大きく関わってくるものでもございます。新たな部署が必要となる際には、スクラップ・アンド・ビルドを原則に、行政組織を肥大化させないことを原則に組織の再編に今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**中平委員** 今の質問に関連することですが、部や課が増えるということは、それだけ部長・課長が増えるということになります。人件費が増えることが考えられますが、そのことについての答弁をお願いいたします。

**井関総務課長** これまでも本市におきましては、市町合併後、平成19年度から本年度まで、概ね3か年計画で1次から5次と組織改編に係る計画を策定してまいりました。経営改革プランや職員定員適正化計画等とも整合を図りまして、行財政改革の一環として、これまで計画的で効率的に機能するスリムな組織づくりによりまして、市民サービスの向上を図ることができることを目標に取り組んできたところでございます。今回、市民福祉部の分割によりまして部長が1名増、監理管財係を課に昇格させることにより課長が1名増となります。これによりまして、給料、また管理職手当等がそれぞれ増加するようなことにはなりません。このまた下の組織、係や班の統廃合、また更には先ほど申しました定員適正化の推進によりまして、人件費の総額を抑えるような形で取り組んでいきたいと考えております。

**三輪委員** 条例改正を必要としない組織改編について聞いてもよろしいでしょうか。いいですか。

**岩藤委員長** はい。

**三輪委員** それでは何点かお尋ねします。先日、説明がありましたが、改めて確認の意味で質問させていただきます。出張所を総務課から総合窓口課に所管替えということでございますが、この所管替えをすることによって、どのようなメリットがあるのかをお尋ねします。

**井関総務課長** それではお答えをいたします。現在、出張所の業務につきましては住民票や各種証明等の発行等行っておりまして、その大部分が窓口業務といったところでございます。また、自治会等の事務も持っておりまして、総務課の分野というのはあまり無いというような形にはなっております。大体6割

以上が窓口関係。部で言えば市民福祉部関係が大半を占めるということになっておりまして、出張所の職員が病気とか年休等で休む場合にも、総務課の職員が代替えて事務を現在行っているわけでございます。なかなか窓口業務といったところの、なかなか事務に精通していないというところもございまして、こちらのほうを市民福祉部の総合窓口課のほうに所管替えすることで、より一層、市民サービス、窓口サービスの向上が図られるものではないかと考えております。

**三輪委員** 今言われました自治会の事務ですよね。今やっていますけど、これについては総合窓口課に所管替えされても現行どおり出張所で事務を扱うということではよろしいのでしょうか。

**井関総務課長** 業務におきましては、現在の出張所業務が窓口のほうに移管したからといって、何ら業務の中身が変わるものではございません。ですから、自治会の業務におきましても各出張所で行い、またその主管課につきましては市民活動推進課になるものでございます。

**三輪委員** 続けてもう1点お尋ねをいたします。各支所の再編で支所においては現行の班体制を廃止と。その他で全庁的な班体制への移行というふうにあります。ちょっとこの説明をお願いいたします。

**井関総務課長** まず支所の再編、班体制というところでございますけれども、今現在、支所におきましては2班ほど班がございましてけれども、実際、業務を行う中で窓口業務が繁忙期のときには、なかなか機器等はあるんですけれども、人手が足りないといったりする場合に、もう1つの経済施設班等から応援が本来いただければ一番いいんですけれども、やはり権限が付与されていないといった状態もあり、なかなかお客様をお待ちさせるという場合もございまして。また、本来はできてないといけないんですけれど、まつり行事とか支所全体で行う大きなイベントの際にも、なかなかその辺の連携をとることが難しいということで、これは支所長のほうからの要望で、できれば班を1つにして更なる市民サービスの向上、またその辺の窓口サービスのスピード感を高めていきたいというふうな要望を受けておるところでございまして。

**三輪委員** もう1つ、全庁的な班体制への移行については。

**井関総務課長** 申し訳ございません。漏れておりました。今現在、市の職員の年齢構成は非常に偏りを見せておりまして、40前半から50前半までで大体5割近い職員数を占めておりまして、当然ポストといったところもあるわけなんですけれども、それだけではなくて、これまでの係体制におきましてはなかなか指揮命令系統で縦割りといったこともございましたので、そういった班制にすることによってその主査級、係長級においても柔軟に所属長の権限で事務を担当させるなど、横のつながりを連携していけるように。今現在、まだ係制が

残っているところにつきましても、班の統廃合を含めてその班制を図っていき  
たいと考えております。

**三輪委員** 最後にしますけど、班長というのは何級になるんですか。

**井関総務課長** 班長につきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、  
職員の年齢構成がなかなか偏りがあるということで、今現在、班長につきまし  
ては係長級から主幹級で対応しているところでございます。

**三輪委員** 移行した場合は。

**井関総務課長** 移行しても役職については、係長級から主幹級を考えておりま  
す。

**林委員** 今回、部課設置条例の改正案が出てますけれども、ちょっとよく分か  
らないのがデジタル化に、国のデジタル庁の創設に迅速に対応するためとある  
んですけれども、何か企画政策課が割を食っているようなイメージがすごくあ  
るんですよ。例えば総務課の秘書室を企画政策課にもっていくことが、何故こ  
のデジタル化に対応する組織になるんですか。秘書室をもっていくことが、総  
務課の。何を目指しているのかがよく見えないんですよ。お尋ねします。

**井関総務課長** 秘書室とデジタルの関係を今、議員さんのほうからお尋ねがあ  
りましたけど、秘書室のほうは企画政策課の広報広聴係とできれば統合するよ  
うに今考えておまして、そこで本市の地域面と言いますか、本市の情報を地  
域内外へ発信できるシティプロモーションの推進を図るところで考えて  
おります。また、デジタル化のほうにつきましては、現在のケーブルテレビの  
所管する室と総務課の情報推進係のほうを統合して、先ほど議員さんが言われ  
ました、国への対応とかそういうのも含めたデジタル化の推進を図っていくこ  
ととしておるところでございます。

**林委員** シティプロモーションと、秘書室を企画に持つていくことに何の、シ  
ティプロモーションとどう関係があるのかというのが。秘書室の仕事がシティ  
プロモーションとどう関わっているのかというのがよく分からない。お願いし  
ます。

**井関総務課長** 現在秘書室につきましては、事務につきましては市長・副市長  
のスケジュール管理といったものをするだけではなくて、他課の横断的な連絡  
調整や政策等の推進をサポートする重要な役割を担っているところでございま  
す。また、現在ちょっと懸念となっているところが議会前の市長の定例記者発  
表におきましても、全体の資料作成等や関係部署等の聞き取り、そういった調  
整も秘書が現在行っているところでございますが、当日の進行というのは広報  
を所管する企画政策課の担当者が当日の進行を行っているわけございまして、  
ただ事前に双方で調整を行う際にはなかなか、指揮命令の系統と言いますか、  
範囲がなかなか明確ではない部分もございましたので、今回そちらのほうと統

合し、統合することがよりスケールメリットが図られるものではないかと考え、今回提出をさせていただいたところでございます。

**林委員** 指揮命令系統の一元化と。ただシティプロモーションとは何の関係もないということです。いろいろ理由を付けているけれども。私第 5 次の長門市組織改編計画、いろいろこういう計画というのがあるんですけど、根本的に、たとえばそれが職員の皆さんの組織のスリム化とかって言うんですけど、聞こえはいいけれども、今の業務量と、人のバランスが悪いのではないかと思うんです。課長もそうだと思うんですけども、何で夜遅くまでずっと電気がついてるんですか。支所も含めて。ここをやらないと、本当ブラックになっちゃうよ、ここ。そういうところに手を付けていくのが効率的な組織じゃないですか。いくらいろいろ課をいじくったりとか統合したりとか、するのもいいけれども、根本のそこを改めない限りはモチベーションが下がりますよ、職員。多分。僕は以前職員の労働環境についていろいろ質問させていただいたこともあります。鬱になって自死された方の例も出しましたよ。そういうことを手を入れていくのが仕事なんですよ、本当は。そのことがより良い住民サービスに繋がっていくんですよ。と私は思っています。だから組織は人なりだから。そこを大事にしないといくら統合して部を増やしたり係を増やしたりしても、そこを根本的にメスを入れていかないといけないと思っています。このあたりはですね、副市長のお考えを。私この組織を変えることはいけないと言っているわけじゃないんですよ。そういうところにメスを入れないとより良い住民サービスは絶対提供できないと私は思う。いかがですか。

**大谷副市長** ご指名でございますので私から答弁を申し上げたいと思います。ただいま委員がおっしゃったとおり、組織は人なりでございます。もちろん私はそれを肝に銘じてこの 40 年間以上行政に携わってまいりました。私が管理職となったときにも、わざわざ部下である職員の身体、そして精神状態、そういったものを配慮しながらこれまで勤めてきたつもりでございます。特にこちらにまいりまして気になりましたのが、この議事録という作業でございました。これは例えで申し上げますけれども、こういった会議録、こういった議会の場でも、そしてミーティングの場、そして自治体の職員が出向いて現場でいろんな会議をする。そういった会議について職員がテーブルを片手に、しかもそれが夜になっても議事録は明日までには仕上げないといけない。こういったことに時間を割かなきゃいけないという。そういう実態を目の当たりにしました。ここまで一字一句起こさないといけないのか、それに、しかも夜通しでそういうことをやらなければいけないのか、もっと頭を使う場面があるのではないか。住民のために使わなければいけない労力があるのではないか。これを私も今 3 年経ちましたけれども、日々痛感しているところでございます。従って、先ほ

どデジタル化の話も出ました。私はこの庁舎にまいりましてからは庁舎のスマート化、これぜひ進めるべきだと。たとえば議事録システム、世の中にはこういった声を、音声をもそのままテキスト化する、そういったシステムをもうすでにあるわけでございます。確かに初期導入経費はかかるかもしれませんが。しかし住民のためには、無駄な時間とは申しませんが、そういった単純作業に時間を割くべきではないということを担当課には申して、また皆様のもとへ予算という形でお示しができる日を期待しているところでございますけれども、そういった観点で定員管理適正化計画はもちろん進めなければいけません。先ほど中平委員もご指摘のとおりでございますけれども、そういったやっぱり人の能力というものは限りがございます。そういったところを無にすることはできない。せつかくのこの長門市役所に奉職された方々の生命や、そして精神状態を無にすることはできない。こういった思いで私はこれからも務めてまいり所存でございます。今回の組織改編については、そういったところも意識しながら、先ほどデジタル化の話もございましたけれども、業務システム、各自治体が構築しております業務システム一つとっても、これはもう本当にバラバラなんです。1,700自治体でございますけれども、そういったバラバラなシステムで今日本の地方行政動いております。これを国が統一しようということで今政権は進めておりますけれども、こういったところでもコスト削減なり維持管理の削減ができます。これは財政負担の軽減のみならず、職員の負担軽減に繋がるものでございますので、そこもしっかり意識しながら進めてまいりますことをお約束申し上げます。

**林委員** よく分かりました。以前ね、昔職員一人に端末をなんていう、昔ですよ。一人ひとりにパソコンを与えると非常に組織が、職員の事務効率が上がって残業をなくしてなんて20年以上前にそういう話がありましたけど、ますますサービス残業が増えて不夜城になってる。だから今回はデジタルとかなんとかって言うけど、そういうことがないように。結局、労働環境が全く変わってなかった。ということは、後々検証されますから。副市長は職員の担任する事務を監督する立場だから。本当に職員あつての市役所であり、市役所あつての市民生活。そのことをしっかり肝に銘じて職務にあたっていただきたいと思いません。答弁はよろしいです。

**綾城委員** 副市長に一点確認なんですけど、先ほど来からデジタル化ということで、市長の本会議の答弁でも今の光ファイバー網整備推進室、総務課の情報推進係とこれを統合していくという話がずっとありますけども、これは単に統合してやっていくというだけじゃあまり機能を発揮されないところだと思えます。将来的には5G。例えばギガスクールとかいろいろあると思えますけども、今職員の方がかなりやってこられた。よりよく専門性が高まってくると

いうところで、将来的に職員の方がやっていかれるのか、それとも外部からしっかりと専門性の高い方を置かれたほうがいいんじゃないかなど、個人的には思うんですが、そのあたりの見解をお尋ねします。

**大谷副市長** ただいま議員ご指摘のとおりですね、現在の長門市役所におけるIT化、デジタル化に向けての推進体制。先ほどおっしゃいましたように光ファイバー網整備推進室、いわば、イントラを整備する組織でございますけれども、これと総務課の情報推進係とで動かしているところでございます。ただ、残念ながらこの情報推進係、名前は情報推進なんですけれども、残念ながら庁内のいわゆるイントラ、個々の職員がかかえておりますパソコン、コンピュータの維持管理に追われているのが実態でございます。イントラネットという庁舎内の外部に漏れてはいけない個人情報等を扱うものを日々維持してくれているわけですが、しかし翻って市民生活のIT化、先ほどおっしゃいました5G、そしてローカル5Gということも叫ばれておりますけれども、こういったものへの体制というのは今まったく取られていないのが現状でございます。しかし、この情報推進の世界は、日々一刻変わっている、これに追いついていかないと市民生活が他市に比べて見劣りするといいますか、情報格差というのが現実のものになるかもしれません。そういった形で今回の組織改編、組織強化、これについては人も含めてスケールアップ、充実を図りたいと考えております。ちなみに、本年度職員採用に初めてIT専門職ということで公募をかけましたけれども、残念ながら1回目の公募ではそういった人材がなかなか集まりませんでした。やはりこれは全国、民間も含めてIT化が叫ばれている中、非常にこの人材が不足しております。どちらからも引く手あまたの状態の方々をなんとか長門市役所に持ってこようと、今2回目のIT人材の公募をかけているところでございます。いずれにしても、この組織強化、外部人材の力を借りなければ立ち行かないというふうに思っておりますので、そのあたりは人事も含めてこれからまた来年の当初予算に向けてご審議いただきますけれども、今しっかりと検討しているところでございます。

**岩藤委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第7号「長門市印鑑条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永市民福祉部長** 議案第7号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料8ページに改正の趣旨、及び内容等、また、改正箇所につきましては9ペー

ジに条例の新旧対照表をお示ししているとおりでございます、補足説明はございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**先野委員** 議案第 7 号、長門市印鑑条例の写し等のコンビニ交付サービスの運用開始に伴って、多機能端末機により印鑑証明書を交付できるよう所要の改正を行うものとあります。私は 9 月、病気の関係で議会を休んでいたんですが、9 月の予算説明書を見たらコンビニ交付サービス導入実証事業で 1,230 万 8,000 円ですか、これがあがってます。これというのは、今回のコンビニの関係と関連があるのかどうか、まず最初にそこについてお伺いいたします。

**松永総合窓口課長** コンビニ交付サービスを開始するために必要な改正でありますので関連はございます。

**先野委員** これについて、コンビニでしっかりこういうふうなことをすれば、コロナの関係も大丈夫だろうと私も思うんですが、それと多分関係性もあると思うんですが、今後の見込みについてどのように考えているのかお伺いします。

**松永総合窓口課長** 本市におきましてはコンビニにおいて住民票の写し、及び印鑑登録証明書の交付が可能となりますが、他市の実績等を参考にひと月あたりあわせて、50 件程度の交付を見込んでおります。

**岩藤委員長** ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 13 —

— 再開 10 : 14 —

**岩藤委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 8 号「長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** 補足説明につきましてはございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見

もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 9 号「長門市督促及び滞納処分条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

**長尾企画総務部長** 補足説明につきましてはございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**林委員** それでは 9 号議案について 1 点ほどお尋ねしますが、今回の条例改正をするにあたって、上位法の地方税法等の改正というのはいつ行われたんですか。

**緒方税務課長** 地方税法の改正につきましては、3 月に専決処分で市長が専決処分しておりまして、4 月の専決処分の報告におきまして皆様方のご承認をいただいている状況でございます。

**林委員** それで、今の課長の説明でいくと、なぜこの 12 月定例会にこの条例改正議案が出てきたのかというのが若干疑義があるわけです。というのは、議会によってはもうすでに 9 月定例会とかで関連条例を上程したりとか、そのうちのルールというのはあるんですか。出すタイミング。もちろん条例施行日が 1 月 1 日からだから、暇というか当然公告告示をしないといけないじゃないですか。だから早いには越したことはない。なぜ今というのがちょっと疑問なんです。よろしく願います。

**緒方税務課長** 主な理由というのは特に、申し訳ありません、ございませんで、内部的な事務手続き上の問題でございますが、基本的にこの督促及び滞納処分条例というものが税外収入金についての規定でございます。この税外収入金というのが、いわゆる公債権ではございますけれども、対象となるものが多課に渡っております。たとえば、使用料徴収条例に規定してありますいろんな施設の使用料等、そういったものに対しての条例であることから、各課に所管されておる、各課のほうの理解が必要であるということで時間がかかったというふうに認識しております。

**林委員** 分かりました。さっき多分外で副市長の答弁聞いていたと思うんでね、今後こういったことも効率化されて、速やかに改正議案が出てくるのを私は期待しております。答弁は良いです。よろしく願います。

**岩藤委員長** ほかにご質疑もないので、「なし」と呼ぶ声あり。）質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案

第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第10号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永市民福祉部長** 議案第10号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料15ページに改正の趣旨及び内容等、また改正箇所につきましては、16ページから条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**中平委員** 議案第10号の参考資料なのですが、議案第10号の改正の内容には「意図せざる影響や不利益が生じないように、軽減判定基準を改正」とあります。下の(ア)(イ)(ウ)の説明が少しよく分からないので、どのように改定されるのか詳細な説明をお願いいたします。

**松永総合窓口課長** 先ほど後期高齢医療のところでも少し触れましたとおり、平成30年度の税制改正において個人所得課税の見直しが行われ、給与所得控除や公的年金等控除から、基礎控除へ10万円の振り替えが行われることとなりました。税につきましては、この振り替えによって負担が増えるということがないと考えられますが、国民健康保険料の均等割及び平等割の軽減につきましては、基礎控除をする前の所得額で判定することから、現行の軽減判定基準では一定額の給与収入や年金収入がある方が控除額が減ることによって収入が前年と変わらない場合であっても軽減措置の対象外や軽減額が少なくなってしまう可能性がございます。従いまして、今回条例の軽減判定基準に係る部分について改正を行い、そういった不利益を生じないようにいたします。

**岩藤委員長** ほかにご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ声あり。)ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり。)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は10時35分からとします。

— 休憩 10:22 —

— 再開 10:35 —

**岩藤委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第15号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**杉村消防長** それでは火災予防条例の一部改正に係る補足説明を申し上げます。この度の一部改正は現在、普及が進んでおります電気自動車でございますが、この電気自動車の電源を補給する施設、普通自動車と言うガソリンスタンドにあたるものでございますが、この急速充電設備について、出力の上限を現在の50キロワットから200キロワットに拡大するという、これが大きな改正点でございます。参考までに申し上げますと、この急速充電設備は長門市内でセンザキッチン、俵山の里山ステーション、日産プリンスの販売店、これは2つあります。そして下関三菱自動車販売、そしてフジ長門店の計6カ所に整備されておるところでございます。

**岩藤委員長** 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第16号「長門市地域福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永市民福祉部長** 議案第16号地域福祉課所管の、長門市地域福祉センター指定管理者の指定につきましては、別添の議案参考資料47ページから48ページにかけて、その内容を示しており、特に補足説明はございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第17号「長門市児童デイ・ケアセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永市民福祉部長** 議案第17号地域福祉課所管の長門市児童デイ・ケアセンター指定管理者の指定につきましては、別添の議案参考資料49ページから50ページにかけて、その内容を示しており、特に補足説明はございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第

17号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:38 —

— 再開 10:39 —

**岩藤委員長** 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第18号「俵山幼稚園の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光永市民福祉部長** 議案第18号子育て支援課所管の俵山幼稚園の指定管理者の指定につきましては、別添の議案参考資料51ページにその内容等をお示ししており、特に補足説明はございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第25号「公設自動車置場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**光井日置支所長** 議案第25号につきまして、補足説明は特にございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第27号「長門市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**長尾企画総務部長** 本議案につきましては、特に補足説明はございません。

**岩藤委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付

託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。  
どなた様もご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 42 —